

第4次障害者計画の基本理念・基本目標・基本施策

▼基本理念

『地域』で共に暮らせるまちづくり

第1次計画(平成18年～23年度)の策定時に、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、共に支え合う「共生社会」の実現をめざして、表題の基本理念を設定。第3次障害者計画(前計画)まで、その理念を継承。

◇第4次障害者計画の基本理念の方向性

前計画の基本理念を承継し、「『地域』で共に暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念とする。

(継承する理由)

- 障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」との目的に適っている。
- これまでの基本理念の承継にあたって、近年の障害者基本法や障害者自立支援法の改正、障害者差別解消法の制定等の趣旨を踏まえた検討がなされている。

◇基本理念に含む主な重点事項

○誰もが共に支え合う共生社会への実現のためには、障害や障がいのある人への理解を深めることが重要。理解促進に向けた啓発や教育を進めるとともに、差別解消や合理的配慮の浸透の取組について一層の充実を図る。また、地域福祉の担い手の育成・連携に努める。

○障がいのある人が地域の中で充実した生活を送れるよう、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するため、意思疎通の手段の確保や移動の支援に努めると同時に、就労支援、スポーツやレクリエーションなどによる交流機会の創出に取り組む。

○障がいのある人にも利用しやすい道路や施設のバリアフリー化、安心して生活できる住環境を整えるほか、日常生活や社会生活を送る上での社会的障壁の除去を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進める。

○障がいのある人の権利が保障され、地域で安心して生活を送れるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援等を適切に提供する。また、権利擁護に関する相談や支援制度の利用促進を図る。

○障害の早期発見、早期療育に努め、関係部署との連携による療育の充実を図るとともに、相談体制を充実し、障がいのある人やその家族が抱える不安や悩みを軽減できるよう、必要な福祉サービスにつなげるなど包括的な支援を行う。

○障害があることで日常生活や災害時に必要な情報が得にくい「情報格差」を解消するため、情報取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大に努めるとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通を担う人材の育成・確保に取り組む。

○災害時の安全や心身に無理のない避難生活を保障するために、緊急時の情報提供の方法や避難所の環境改善に取り組むとともに、住民の共助による防災体制の整備に努める。

第3次障害者計画

第4次障害計画(イメージ)

